

令和6年第9回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和6年7月29日（月）
開会 15時35分 閉会 16時30分
- 2 場 所 佐伯教育市民ホール「まな美」 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 平井 國政 委 員 山口 清一郎
委 員 藤崎 郁 委 員 廣田 有加
- 4 事務局
教育部長 久々宮 克也
教育総務課長 安部 洋子
学校教育課長 柳井 慎也
社会教育課長（以下「社教課長」という。） 丸山 純一
社会教育課生涯学習推進係総括主幹 首藤 幸一郎
体育保健課長 藤原 直也
本日の書記 総括主幹 神田 弘子 副主幹 多田 健二
- 5 付議した議案 4件
- 6 報告事項等 3件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0人

開会・点呼

教育長 第9回教育委員会会議を開会するに当たり委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

教育長 それでは、ただいまから令和6年第9回教育委員会会議を開きます。

前回会議録の承認

教育長 前回の教育委員会会議の会議録の署名委員は、廣田委員にお願いしたいと思いま
す。
また、今回の会議録の作成は、事務局職員のうちから多田にお願いをしています。

教育長の報告

なし

会期の決定

教育長 本日の会議は、お手元の次第のとおりです。会議の終了は、16時40分を予定しています。

教育長 はじめに、会議は原則として公開することとなっていますが、会議を公開しないことについてお諮りいたします。

教育長 議案第31号及び第32号は人事に関する案件のため、議案第33号は教科用図書の採択に関する案件のため、そしてその他（報告事項等）（1）令和6年度大分県学力定着状況調査結果等については非公開情報を含む案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これらを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りします。議案第31号から第33号まで及びその他（報告事項等）（1）は公開しないということによろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 それでは、議案第31号から第33号まで及びその他（報告事項等）（1）は、非公開といたします。

教育長 本日の議事等進行は、初めに公開による議事、議案第30号及びその他（報告事項等）（2）、（3）を行い、次に非公開による議事、議案第31号から第33号まで、その他（報告事項等）の（1）を行います。

議 事

【議 案】

議案第30号 公民館の廃止の決定について

議案第31号 佐伯市歴史文化施設運営協議会委員の任命について

議案第32号 佐伯市立学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について

議案第33号 令和7年度使用教科用図書の採択について

議案第30号 公民館の廃止の決定について

教育長 議案第30号公民館の廃止の決定について、丸山社会教育課長が説明いたします。

社教課長 本議案は、公民館の廃止を決定することについて、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第3号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。

内容は、佐伯市公民館条例に規定されています12地区公民館、2分館のうち、佐伯市八幡地区公民館から佐伯市森崎地区公民館までを、令和7年4月1日から新た

に地域コミュニティ組織の活動拠点となるコミュニティセンターとするため、廃止しようとするものです。

今回廃止しますのは、表のNo.1からNo.9までの9つの地区公民館と弥生の2つの分館です。これにより、令和7年度は鶴岡、佐伯、佐伯東の3地区公民館のみとなります。なお、この3地区公民館につきましても、令和8年度からコミュニティセンターとなる予定になっております。

今回の廃止に伴い、管理指定期間が変更となる施設がございます。弥生地区公民館床木分館、それから同地区公民館の切畑分館につきましては、令和10年3月31日まで指定管理者を指定し、当該分館の管理を行っているところですが、その指定の期間の末日を当該分館が廃止となる令和7年3月31日に変更することといたします。このことにつきましては、指定管理者である床木地区及び門田区の両区長には既に承諾をいただいておりますので報告をしておきます。

また、コミュニティセンター移行後におきましても、各地区公民館で行っている社会教育事業は、配置する職員に教育委員会業務を補助執行させる形で引き続き継続し、社会教育事業を低下させることがないよう努めてまいります。

以上で議案第30号公民館の廃止の決定についての説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。御質問、御意見のある方は、お願いいたします。

藤崎委員 公民館をコミュニティセンターにした方がよいのか、それらに何か違いがあるのでしょうか。

社教課長 簡単に言いますと公民館は使用方法に縛りがありまして、社会教育事業に資するものなど、ある程度制約がかかってきます。コミュニティセンター化することによって、地域住民の方が例えば営利を目的とした事業を行うなど、そういう部分の使用ができるようになりますので、そういったものが大きな変化かなというふうに思っています。使用の仕方とか、使用料を取って使っていただくとかそういうところは全く変わりはありません。

藤崎委員 規制緩和ということですか。

社教課長 簡単に言いますと、そのような感じでとらえていただければと思います。

教育長 それでは、議案第30号の承認についてお諮りいたします。議案第30号について、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 議案第30号については、提案どおり承認します。

報告事項等

- ・佐伯城跡保存活用計画の作成について
- ・次回教育委員会までの主要行事（スケジュール）について

教育長 それでは、先に非公開と決定しました議事及びその他（報告事項等）を行います。
関係者のみ出席とし、その他の課長及び傍聴人は退席をお願いします。

議 事

議案第 31 号 佐伯市歴史文化施設運営協議会委員の任命について

教育長 それでは、議案第 31 号佐伯市歴史文化施設運営協議会委員の任命について、丸山社会教育課長が説明いたします。

＝非公開＝

＝資料を説明＝

＝原案のとおり承認＝

議案第 32 号 佐伯市立学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について

教育長 それでは、議案第 32 号佐伯市立学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について、安部教育総務課長が説明いたします。

＝非公開＝

＝資料を説明＝

＝原案のとおり承認＝

議案第 33 号 令和 7 年度使用教科用図書の採択について

教育長 それでは、議案第 33 号令和 7 年度使用教科用図書の採択について、柳井学校教育課長が説明いたします。

＝非公開＝

＝資料を説明＝

＝原案のとおり承認＝

報告事項等

- ・令和6年度大分県学力定着状況調査結果等及び令和6年度全国学力・学習状況調査結果等について

教育長 それでは、令和6年第9回教育委員会会議を閉会いたします。

終了 16時30分